

平成27年度

香川労働局雇用施策実施方針

平成27年4月

香川労働局

平成27年度香川労働局雇用施策実施方針

目 次

| | |
|------------------------------|----|
| 第1 趣 旨 | 1 |
| 第2 平成27年度の主な雇用施策 | |
| (1) 若者の活躍推進..... | 1 |
| (2) 地域に応じた良質な雇用機会の確保・創出..... | 4 |
| (3) 働き方改革の実現..... | 5 |
| (4) 女性の活躍推進..... | 6 |
| (5) 高齢者の活躍推進..... | 7 |
| (6) 障害者の活躍推進..... | 8 |
| (7) 職業能力開発とマッチング機能の強化..... | 10 |
| (8) 生活困窮者に対する就労支援の推進..... | 12 |
| (9) 外国人材の活用及び雇用対策の推進..... | 14 |

第1 趣旨

この雇用施策実施方針は、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第13条第1項に基づき、香川労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針を香川県知事の意見を聞いて定めたものであり、当該施策と香川県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関係の下に、円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

香川労働局では、地域の状況を踏まえて、以下の施策について香川県と連携することにより、効果的・一体的に実施する。

第2 平成27年度の主な雇用施策

(1) 若者の活躍推進

(1) 新卒者等の職業意識の醸成・就職支援

内容：大学等新卒者や既卒者に対し、香川県と香川労働局が連携し、就職面接会等を開催するなど若年者に対する就労支援策を実施する。

[目標]

平成27年度において、就職面接会「かがわーくフェア」を3回程度開催する。

香川労働局が実施する業務

- 香川県等関係機関と連携し、大学等新卒者や既卒者向けの就職面接会を開催し、新卒者等の応募機会の拡大と県内中小企業とのマッチングを図る。
- 新卒者等の若者と県内中小企業のマッチングを促進するため、香川県等と連携して、若者応援企業宣言事業の更なる普及拡大・情報発信の強化に取り組む。
- 新卒者等の就職環境を踏まえ、県内経済四団体に新卒者の採用枠の拡大及び職場定着支援等について要請する場合は、香川県等と連携して行う。
- 香川県等関係機関が参集する香川新卒者就職・採用応援本部を開催し、新卒者への就職促進・支援等について情報交換等を通じて対策を協議し、各支援機関の連携を強化する。
- 平成27年度大学等卒業・修了予定者から、就職・採用活動開始時期が変更され、広報活動は卒業・修了年度に入る直前の3月1日に開始し、採用選考活動については、卒業・修了年度の8月以降に開始することとなるため、時期変更により未就職卒業生が増加することが無いよう、香

川県等と連携して未内定学生に対する就職支援を実施する。

- 若者が次代を担うべき存在として活躍できる環境整備を図るため、今通常国会に提出予定の「青少年の雇用対策を推進するための関係法律の整備に関する法律案(仮称)」について、法案成立後その円滑な施行を図り、香川県等関係機関と連携の上、若者雇用対策の総合的な推進を図る。
- 香川県が開催する大学等就職担当者連絡会議に出席し、新卒者への就職促進・支援等について情報交換等を行い、香川県と連携して大学等への支援策を協議する。
- 香川県が平成 27 年度から就職と移住の一元化窓口として機能を拡充する「かがわ就職・移住サポートセンター」について周知・広報を行うなど、大学進学時に県外に流出した学生等のU J I ターン就職を促進するための香川県の取組に連携・協力を図り、県外学生等のU J I ターン就職を支援する。
- 香川県が実施する新規学卒者等を対象とした就職支援事業（県内企業見学会、新規学卒未就職者等就職支援事業等）について、新卒応援ハローワーク等においても積極的に周知・広報を行う。

香川県が実施する業務

- 「かがわ就職・移住サポートセンター」を、就職支援窓口の核として設置し、香川労働局等関係機関と連携して大学等新卒者や既卒者向けの就職面接会を開催するなど、新卒者等の応募機会の拡大と県内中小企業とのマッチングを図る。
- 新卒者等の若者と県内中小企業のマッチングを促進するため、香川労働局と連携して、若者応援企業宣言事業の周知・広報に協力する。
- 新卒者等の就職環境を踏まえ、県内経済四団体に新卒者の採用枠の拡大及び職場定着支援等について要請する場合は、香川労働局等と連携して行う。
- 香川労働局が開催する香川新卒者就職・採用応援本部の構成員となり、新卒者への就職促進・支援等について情報交換等を通じて対策を協議し、各支援機関との連携を図る。
- 平成 27 年度大学等卒業・修了予定者から、就職・採用活動開始時期が変更され、広報活動は卒業・修了年度に入る直前の 3 月 1 日に開始し、採用選考活動については、卒業・修了年度の 8 月以降に開始することとなるため、時期変更により未就職卒業生が増加することが無いよう、香川労働局等と連携して未内定学生に対する就職支援を実施する。
- 若者が次代を担うべき存在として活躍できる環境整備を図るため、今通常国会に提出予定の「青少年の雇用対策を推進するための関係法律の整備に関する法律案(仮称)」について、法案成立後その円滑な施行を図り、

香川労働局と連携のうえ、若者雇用対策の総合的な推進を図る。

- 若者が、企業内でキャリア形成を十分に行い、早期離職とならないよう、職場環境の改善を含めた職場定着支援について、労働局等関係機関と連携・協力して行う。

(2) フリーター等の正規雇用化の促進

内容：香川県等関係機関と連携し、若年失業者やフリーター等の若者が安定した雇用に就けるよう、正規雇用化を促進する。また、若年労働者の早期離職を防止するため、就職後の職場定着支援に取り組む。

[目標]

フリーター等の正規雇用就職者数 2, 1 3 8 人以上を目指す。

香川労働局が実施する業務

- 香川県、学校等関係機関と連携し、フリーター等の若者に対して、一人ひとりのニーズに応じた就職支援メニューを提供して正規雇用化を促進するとともに、若者の安易な早期離職を防止するため、就職後の職場定着支援に取り組む。
- 地域の実情に応じた効果的な若年者雇用対策を推進するためのワンストップサービスセンター（若年者就業支援センター）を民間委託により設置し、香川県、学校、県内企業等との幅広い連携・協力のもと、若年者の正規雇用化を促進するとともに、早期離職防止対策として職場定着を支援する若年者地域連携事業に取り組む。

香川県が実施する業務

- 香川労働局、ワンストップサービスセンター（若年者就業支援センター）等関係機関と連携して、フリーター等の若者の正規雇用化及び早期離職防止対策に取り組む。

(3) ニート等の職業的自立への支援

内容：地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）において、香川県と協働し、ニートの支援拠点として公共職業安定所と連携しつつ、職業的自立に向けた専門的な相談、中退者支援、職場体験等地域ネットワークを活用した就労に向けた支援を実施する。また、サポステの支援を受けて就職した者に対する職場定着支援を実施する。

香川労働局が実施する業務

- 香川県、学校等関係機関との連携のもと、サポステ事業について積極的に周知を行うとともに、公共職業安定所利用者のうちサポステの支援が必要と思われる者については、適切にサポステへ誘導するとともに、サポステ卒業者に対して就労支援を行う。
- 香川県、学校及びサポステと連携し、学校中退者等の支援を行う。

香川県が実施する業務

- かがわ若者自立支援及び生活・就労総合相談支援ネットワーク連絡会議で、関係機関との連携強化やニート等若者の雇用の促進に係る周知・啓発や意見交換を行う。
- 香川労働局、学校及びサポステと連携し、学校中退者等の支援を行う。

(2) 地域に応じた良質な雇用機会の確保・創出

(1) 人口減少や人口流出に伴う雇用課題に対する取組の推進

内容：香川労働局と香川県は、首都圏等から人材を呼び戻す取組を協力して行う。また、地方創生の取組に対しては、地方雇用対策の観点から香川県と連携して必要な支援を行う。

香川労働局が実施する業務

- 地域における課題を香川県と情報共有するとともに、就職面接会の合同開催や移住支援に対して連携・協力して行う。
- 「まち・ひと・しごと創生法」に基づく香川県版の総合戦略の策定に対して、香川県への必要な情報提供を始めとして積極的な協力を行う。

香川県が実施する業務

- 香川労働局等関係機関と連携・協力し、香川県版の人口ビジョン及び総合戦略を策定する。
- 地方創生として取り組む人口減少・活力向上対策のうち、特に、雇用分野については、香川労働局と連携・協力して行う。

(2) 人材不足分野等における人材確保・育成対策の推進

内容：人材不足分野等における事業主の採用活動に対する支援を行うほか、事業主が労働者の募集と職場定着を図るよう、雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の勧奨を行う。

また、人手不足である福祉分野等における人材確保・育成に向けて、関係機関と連携して取り組む。

香川労働局が実施する業務

- 業界ぐるみ・地域ぐるみで集団的な雇用管理改善の実践を促進するために、香川県と連携して啓発を行う。
- 医療・福祉分野においては、香川労働局と高松公共職業安定所に設置する「福祉人材コーナー」を中心に各公共職業安定所が、介護労働安定センターや香川県看護協会（ナースセンター）等の関係機関と連携して雇用管理改善及び求人・求職のマッチング強化を図る。
- 雇用管理改善につながる制度を導入する事業主に対して、香川県と連携して、職場定着支援助成金（平成 27 年度新規）・建設労働者確保育成助成金の周知・活用促進を図る。

香川県が実施する業務

- 人材不足分野等における人材確保対策として、香川労働局等関係機関と連携して周知・啓発を行う。
- 医療・福祉分野において、各有資格者等の人材登録センターを開設し、専任のコーディネーターのマッチング支援や潜在有資格者等の再就職支援を、香川労働局と連携・協力して行い、人材確保に努める。
- 建設分野では、建設業に携わる若年の建設労働者を雇用し育成を行う事業者に対する補助事業として、建設労働者確保育成助成金の受給を前提とした「香川県建設工事人材確保育成モデル事業補助金」を実施し、人材の確保・育成を図る。

(3) 働き方改革の実現

(1) 長時間労働削減に向けた働き方改革の推進

内容：長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進等、従来の働き方を見直す「働き方改革」を推進する。

香川労働局が実施する業務

- 香川働き方改革推進本部において、香川県及び労使団体と連携して、働き方改革を推進していくための方策等を協議する。
- 香川労働局幹部が関係団体への協力要請及び企業のトップへの働きかけを行う。
- 香川県と連携して、働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸

成を図る。

香川県が実施する業務

- 香川働き方改革推進本部の一員として、働き方改革を推進していくための方策等に関する協議を行う。
- 香川労働局とともに、県内市町や企業のトップへの協力要請を行う。
- 香川労働局と連携して、働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成を図る。

(4) 女性の活躍推進

(1) ポジティブ・アクション推進と女性のライフステージに対応した活躍支援

内容：女性の活躍促進や両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備が進むよう、地方自治体と連携して取組を推進する。

香川労働局が実施する業務

- ポジティブ・アクションの促進のために企業への直接的な働きかけを実施するとともに、県内経済四団体に女性の活躍促進（ポジティブ・アクション）の取組等を要請する場合は香川県と連携して行う。
- 育児・介護休業法の周知・徹底及び改正次世代法に基づく一般事業主行動計画策定・くるみん認定及びプラチナくるみん認定に向けた働きかけを香川県と連携して行う。

香川県が実施する業務

- 県内経済四団体に女性の活躍促進（ポジティブ・アクション）の取組等を要請する場合は、香川労働局と連携して行う。
- 中小企業を対象とした改正次世代法に基づく一般事業主行動計画策定への働きかけ及び育児・介護休業法の周知を、香川労働局と連携して行う。
- 働く女性の活躍を促進するための啓発事業等を行う。香川労働局の協力のもと、女性が輝く香川づくり推進懇談会を実施する。

(2) 子育て女性等に対する支援の香川県と香川労働局の一体的実施事業の推進

内容：子育てしながら働くことを希望する女性等に対して、就労準備のための支援事業を香川県と香川労働局が一体的に実施し、就職につなげていく。

なお、当該一体的実施事業については、関係機関で構成する「一体的実施事業運営協議会」にて、事業評価を踏まえた共通目標の設定、取組の改善等を協議し、効果的な事業運営を図る。

香川労働局が実施する業務

- 香川労働局は、しごとプラザ高松（マザーズコーナー）において「香川求職者総合支援センター」と連携し、子育てしながら働くことを希望する女性等に対して再就職支援セミナー及び職業相談、職業紹介を実施する。

香川県が実施する業務

- 香川県は、「香川求職者総合支援センター」に相談員を常駐させ、しごとプラザ高松（マザーズコーナー）と連携し、子育てしながら働くことを希望する女性等に対して保育所情報の提供等を行う。

(5) 高齢者の活躍推進

(1) 高年齢者の就労促進

内容：少子高齢化が急速に進展する中、高年齢者が健康で、意欲と能力のある限り年齢にかかわらず働き続けることができる「生涯現役社会」の実現に向けた取組を図る。

香川労働局が実施する業務

- 高齢法に基づく高年齢者雇用確保措置未実施事業主に対し、助言・指導を実施する。
- 香川県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、労使団体等を構成員に含む香川高年齢者就労促進連絡会議を開催する。

香川県が実施する業務

- 香川労働局が開催する香川高年齢者就労促進連絡会議に参画する。

(2) 高年齢者等の再就職の援助・促進

内容：高年齢者が安心して再就職支援を受けることができるよう、再就職支援の充実を図る。

香川労働局が実施する業務

- 高松及び丸亀公共職業安定所に高年齢者に対する相談窓口を設置し、職

業生活の再設計に係る支援や特に就職が困難な高年齢求職者に対するチーム支援を実施する。

- 香川県、香川県シルバー人材センター連合会を構成員に含む香川県シルバー人材センター事業推進連絡会議を開催する。

香川県が実施する業務

- 香川労働局が開催する香川県シルバー人材センター事業推進連絡会議に参画する。

(6) 障害者の活躍推進

(1) 障害特性に応じた就労支援の推進

内容：平成 30 年 4 月 1 日からの精神障害者の法定雇用率算定基礎化等を踏まえ、障害特性を考慮したきめ細かな職業相談と精神障害者等の雇用促進を図る施策の連携した実施に取り組む。

香川労働局が実施する業務

- 香川県が主催する香川県発達障害者支援連携協議会及び香川県難病対策連絡協議会に出席し、香川県の委託実施する発達障害者支援センター「アルプスかがわ」や難病就労支援センター「かがやき」等の生活支援を含む福祉施策と就労施策の連携強化を図る。
- 香川県が主催する香川県障害者施策推進協議会に出席し、かがわ障害者プランの施策に係る障害者雇用の現状等の情報提供や施策提言を行う。

香川県が実施する業務

- 香川労働局等関係機関で構成する香川県発達障害者支援連携協議会及び香川県難病対策連絡協議会を主催し、香川労働局の就労施策と香川県の福祉・労働施策との連携を強化する。
- 香川労働局等関係機関で構成する香川県障害者施策推進協議会等を主催し、香川労働局との連携のもと、「第 4 期かがわ障害者プラン」に基づき、障害者の就労促進に努める。

(2) 障害者雇用の更なる促進

内容：香川県内の 1 人不足企業のうち、300 人未満の中小企業が 96.6%を占めているため、中小企業に重点を置いた支援策を実施するとともに、「福祉」・「教育」・「医療」から「雇用」への移行推進のために、

公共職業安定所を中心とした関係機関（香川障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター・医療機関等）との連携によるチーム支援の実施で、雇用促進と職場定着支援の強化を図る。

香川労働局が実施する業務

- 一人不足企業及び新たに障害者雇用納付金制度の対象となった企業等に対する雇用管理ノウハウに関する事例提供や雇用率達成指導を香川県と連携して実施する。
- マッチング機会の提供による障害者雇用の促進を図るため、障害者就職面接会を香川県と共同で開催する。
- 香川県（県教委）と連携して、特別支援学校の生徒・保護者・教師を対象とした事業所見学会を実施し、職業意識の早期形成を図る。
- 香川県が障害者を積極的に多数雇用している事業所を「障害者雇用優良事業所」として認定するに当たり、必要な情報提供を行う。
- 就労移行支援事業所等に障害者職場実習受入企業リスト情報を提供し、実習期間中や就職後の定着支援について、公共職業安定所を中心としたチーム支援を促進する。
- 香川県と連携して、雇用率未達成企業を対象として特別支援学校等障害者施設の見学会を実施する。

香川県が実施する業務

- 香川県は、「障害者の雇用ガイド」「障害者雇用好事例集」等により企業の障害者雇用の状況、助成措置、雇用管理のノウハウに関する好事例等を広く事業所へ周知啓発を行うことにより、労働局・公共職業安定所による雇用率達成指導への連携・協力に取り組む。
- マッチング機会の提供による企業雇用の促進を図るため、障害者就職面接会を香川労働局・公共職業安定所と共同で開催する。
- 香川県（県教委）は、香川労働局の実施する特別支援学校の生徒・保護者・教師を対象とした事業所見学会を共同実施して職業意識の早期形成を図る。
- 障害者を積極的に多数雇用している事業所を「障害者雇用優良事業所」として認定するとともに、これを周知し、障害者の雇用促進と職業の安定を図る。
- 就労移行支援事業所等に対して、香川県が障害者就業・生活支援センターに委託実施する障害者短期職場実習制度、香川労働局が実施する障害者職場実習制度並びに実習期間中や就職後の定着支援に関する公共職業安定所を中心としたチーム支援について周知啓発を行う。

- 香川労働局と連携して、雇用率未達成企業を対象として特別支援学校等障害者施設の見学会を実施する。

(3) 障害者の職業能力開発支援の充実

内容：香川労働局は香川県との連携を一層密にし、障害特性を考慮した障害者委託訓練を含め効果的な職業訓練受講あっせんや就職支援に努めるとともに、求人開拓や雇用率達成指導において把握した職業訓練ニーズや職場実習の受入れ可能情報の提供を行う。

香川労働局が実施する業務

- 香川県との連携により、個々の障害特性を考慮した訓練委託先事業所の選定等を行い、訓練効果と就労促進を図る。

香川県が実施する業務

- 香川労働局との連携により、個々の障害特性を考慮した訓練委託先事業所を開拓し、訓練及び就労の促進を図る。

(7) 職業能力開発とマッチング機能の強化

(1) 地域の人材ニーズや訓練ニーズを踏まえた職業訓練の推進

内容：地域の人材ニーズや訓練ニーズを把握・共有して、適切な受講あっせんに取り組むとともに、就職状況等を共有して、訓練修了者へのきめ細かな就職支援を行う。また、公共職業訓練と求職者支援訓練の効果的な訓練コースの設定に取り組む。

[目標]

求職者支援制度による職業訓練の修了3か月後の雇用保険適用就職率について、基礎コース 55%以上、実践コース 60%以上

香川労働局が実施する業務

- 公共職業安定所等において把握した地域の人材ニーズや訓練ニーズについて、香川県等に対して情報を提供する。
- 香川地域訓練協議会を主催し、地域の人材ニーズや訓練ニーズを踏まえた求職者支援訓練に係る「香川地域職業訓練実施計画」（分野、規模等）を策定する。また、香川県と連携し、香川地域訓練協議会等を活用して、

公共職業訓練と求職者支援訓練の一体的計画の策定を検討する。

- 訓練受講者に対して訓練受講の早い段階から支援を実施するとともに、香川県等から提供される「未就職者リスト」を活用して、訓練修了者に対して担当者制等によるきめ細かな就職支援を行う。
- 香川県及び訓練実施機関を通じて、訓練受講者への求人情報の提供や就職希望アンケートを実施すること等により、早期再就職を支援する。

香川県が実施する業務

- 香川労働局から提供された地域の人材ニーズや訓練ニーズを踏まえた公共職業訓練に係る「香川職業訓練総合計画」（分野、規模等）を策定する。
- 香川労働局が主催する香川地域訓練協議会に参画し、公共職業訓練（委託訓練）と求職者支援訓練の設定地域、開講時期等の調整を行う。また、香川労働局と連携し、香川地域訓練協議会等を活用して、公共職業訓練と求職者支援訓練の一体的計画の策定を検討する。
- 香川労働局に対して訓練受講後の「未就職者リスト」を提供するとともに、公共職業安定所から提供された求人情報の提供や就職希望アンケートの結果等により、訓練受講者の早期再就職を支援する。

(2) ジョブ・カードを活用した個人主導のキャリア形成の支援

内容：関係機関と連携の上、ジョブ・カード制度の周知・啓発に努めるとともに、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング等を実施し、円滑な就職の促進を図る。

香川労働局が実施する業務

- 香川県等関係機関が出席する香川地域ジョブ・カード運営本部において、ジョブ・カード制度の効果的な推進方法等について協議し、「香川県地域推進計画」（2カ年計画）を策定するとともに、同制度の円滑な推進を図る。
- 公共職業安定所において、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの積極的な実施に努めるとともに、ジョブ・カードの活用対象となる企業の求人開拓及び求人受理を行う。
- 訓練受講前に自己理解を促し、職業選択やキャリア形成の方向付けの支援を行うため、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを行う「訓練受講前に実施するキャリア・コンサルティング推進事業」を実施する。

香川県が実施する業務

- 香川労働局が主催する香川地域ジョブ・カード運営本部に出席し、「香川県地域推進計画」(2 ヶ年計画)の策定に向けた協議を行うとともに、ジョブ・カード制度の推進に係る事項の検討を行う。
- 香川県及び訓練実施機関において、公共職業訓練の受講者に対してジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを実施する。

(3) 労働市場全体としてのマッチング機能の強化

内容：香川労働局及び公共職業安定所は香川県と密接に連携して、労働市場全体としてのマッチング機能の強化のために、それぞれの役割機能の向上を図る。

また、地域における大量雇用変動等に対しては、香川県及び関係団体と連携して離職者の円滑な再就職実現等を支援する。

香川労働局が実施する業務

- 香川県にハローワーク求人情報のオンライン提供を行う。
- マッチング機能の強化のために、香川県からの要望に応じて職業紹介に係る研修等を実施する。
- 大量雇用変動等に係る情報収集及び香川県への情報提供を行う。

香川県が実施する業務

- 「かがわ就職・移住サポートセンター」等において、オンライン提供されたハローワーク求人情報を活用し、マッチング機能の強化を図る。
- 大量雇用変動等に係る関連企業情報等の収集及び香川労働局への情報提供を行う。

(8) 生活困窮者に対する就労支援の推進

(1) 生活保護受給者等就労自立促進事業の推進

内容：香川労働局と香川県との香川県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会及び公共職業安定所と地方自治体との地域生活保護受給者等就労自立促進事業協議会による就労促進ネットワークの構築と連携の強化を図る。

[目標]

生活保護受給者及び児童扶養手当受給者等に対する就労支援について、支援対象者数 640 人以上、就職者数 350 人以上

香川労働局が実施する業務

- 香川県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会を主催し、香川県と協定を締結の上、支援対象者及び就職者の年間計画を策定し、雇用施策と生活保護施策の情報交換と共通認識のもと、生活保護受給者等の就労による自立を促進する。
- 公共職業安定所による香川県及び市福祉事務所への出張相談を積極的に働きかけるとともに、公共職業安定所と地方自治体が一体となった就労支援を行う。
- 平成 27 年 4 月に施行される「生活困窮者自立支援法」の円滑な施行に向けて、公共職業安定所と地方自治体が一体となった就労支援の充実を図り、生活保護受給者等の生活困窮者の就労による自立を促進する。

香川県が実施する業務

- 香川県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会に参画し、香川労働局と協定を締結の上、支援対象者及び就職者の年間計画に基づき、生活保護施策と雇用施策の情報交換と共通認識のもと、生活保護受給者等の就労による自立を促進する。
- 管内福祉事務所のほか地方自治体に公共職業安定所による出張相談を積極的に周知するとともに、地方自治体と公共職業安定所が一体となった就労支援を行う。
- 平成 27 年 4 月に施行される「生活困窮者自立支援法」の円滑な施行に向けて、地方自治体と公共職業安定所が一体となった就労支援の充実を図り、生活保護受給者等の生活困窮者の就労による自立を促進する。

(2) 生活困窮者に対する支援の香川県と香川労働局の一体的実施事業の推進

内容：「香川求職者総合支援センター」において、住居や生活に困窮する離職者等に対し、香川県が行う生活・就労相談等の支援と公共職業安定所の就職支援を一体的に実施し、生活困窮者の自立支援をワンストップで行う。

なお、当該一体的実施事業については、関係機関で構成する「一体的実施事業運営協議会」にて、事業評価を踏まえた共通目標の設定、取組の改善等を協議し、効果的な事業運営を図る。

香川労働局が実施する業務

- 香川労働局は、「香川求職者総合支援センター」に公共職業安定所の就職支援担当職員を常駐させるとともに、職業紹介端末を設置し、生活困窮者等に対して職業相談、職業紹介を実施する。

香川県が実施する業務

- 香川県は、「香川求職者総合支援センター」に相談員を常駐させ、生活・就労相談を行い、必要に応じて、香川労働局が配置する就職支援担当職員が行う職業相談、職業紹介に誘導する。

(9) 外国人材の活用及び雇用対策の推進

(1) 留学生の就職支援及び外国人労働者の雇用管理改善の推進

内容：香川労働局と香川県及び関係機関が連携して、留学生に対する就職支援の取組を強化し、技能実習生を始めとした外国人の雇用管理改善の取組を推進する。

香川労働局が実施する業務

- 留学生に対する就職支援の取組強化について、地元企業への就職と広域的な就職支援という観点から、大学等と公共職業安定所及び香川県と連携して効果的かつ一体的な就職支援の取組を推進する。
- 技能実習生等、在留資格の範囲内で就労する外国人労働者及び外国人造船就労者受入事業に基づく外国人造船就労者について、公共職業安定所において、外国人雇用状況届出制度の徹底を図り外国人指針に基づき事業主に対する雇用管理の改善に係る指導を行う。

香川県が実施する業務

- 留学生に対する就職支援や外国人技能実習制度について、香川労働局等関係機関と連携して、周知・広報を行う。

